

日本赤十字九州国際看護大学大学院学位規程

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、日本赤十字九州国際看護大学大学院（以下、「本学大学院」という。）において授与する学位の種類、論文審査、最終試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学大学院において授与する学位は、修士（看護学）及び博士（看護学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、後期3年の課程のみの博士課程（以下、「後期3年博士課程」という。）を修了した者に授与する。

(学位授与の申請)

第4条 前条の規定により学位の授与を申請できる者は、本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者とする。

2 前項の規定により学位の授与を申請する場合は、研究計画書の審査に合格していなければならない。ただし、第5条における特定の課題についての研究の成果の審査を申請する者は、この限りではない。

3 前項の審査は、研究科委員会の指名する審査委員により構成する審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、これを行う。

(学位論文又は特定の課題についての研究の成果の提出)

第5条 修士の学位論文（以下、「修士論文」という。）又は特定の課題についての研究の成果（以下、「課題研究」という。）は、別に定める方法により、研究科長に提

出しなければならない。

- 2 博士の学位論文は、別に定める方法により、専攻長に提出しなければならない。
- 3 受理した学位論文又は課題研究は、返還しない。

(学位論文又は課題研究の審査及び最終試験又は学力の確認)

第6条 修士論文又は課題研究の審査及び最終試験又は学力の確認は、審査委員会がこれを行う。

- 2 審査委員会は、修士論文又は課題研究の審査及び最終試験又は学力の確認に当たって必要があるときは、研究科委員会の承認を得た上で、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 3 審査委員会は、修士論文又は課題研究及び最終試験又は学力の確認の結果について総合審査を行い、審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。
- 4 研究科委員会は、共同看護学専攻における後期3年博士課程の学位論文については、共同看護学専攻連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）にその審査を付託するものとする。

(研究科委員会の議決)

第7条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて課程修了の可否又は学力の確認を議決する。

- 2 前項の議決をするには、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第8条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第9条 学長は、前条の報告に基づき、課程修了又は学力の確認を決定し、合格した者に所定の学位を授与する。

(博士論文の要旨等の公表)

第 10 条 本学大学院は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 11 条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学大学院はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前 2 項の規定による公表は、本学大学院の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により博士論文を公表する場合には、当該共同看護学専攻を構成する全ての大学において審査を受けた学位論文又は要約であることを明記しなければならない。

(学位の名称)

第 12 条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に（日本赤十字九州国際看護大学）を附記するものとする。ただし、共同看護学専攻に係る学位については、当該共同看護学専攻を構成する全ての大学名を附記するものとする。

2 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(学位授与の取消)

第 13 条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があつたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付させることがある。

2 研究科委員会において、前項の議決をするには、構成員の 3 分の 2 以上の出席と、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

3 学位授与の取り消しについては、公表しなければならない。

(学位授与の報告)

第 14 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、学位規則の定めるところにより、当該学位を授与した日から 3 月以内に所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(学位記の再交付)

第 15 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

(細則)

第 16 条 この規程で定めるもののほか、必要な細則は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日に在籍する者については、なお、従前の例による。

別表第 1 （第 12 条第 2 項の規定により授与する学位記の様式）

第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院看護学研究科看護学 専攻の修士課程において所定の単 位を修得し学位論文の審査及び最 終試験に合格したので修士（看護学 ）の学位を授与する	
年 月 日	
日本赤十字九州国際看護大学 学 長 氏 名（印）	

別表第 2 （第 12 条第 2 項の規定により授与する学位記の様式）

第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院看護学研究科看護学 専攻の修士課程において所定の単 位を修得し特定の課題についての研 究の成果の審査及び最終試験に合 格したので修士（看護学）の学位を 授与する	
年 月 日	
日本赤十字九州国際看護大学 学 長 氏 名（印）	

甲第 号

学 位 記



氏 名

年 月 日生

学籍：日本赤十字九州国際看護大学

日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科、日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科、日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科、日本赤十字豊田看護大学大学院看護学研究科、日本赤十字広島看護大学大学院看護学研究科の共同看護学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(看護学)の学位を授与する

年 月 日

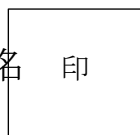
日本赤十字九州国際看護大学

学長 氏 名 印



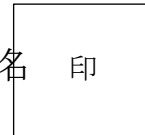
日本赤十字北海道看護大学

学長 氏 名 印



日本赤十字秋田看護大学

学長 氏 名 印



日本赤十字豊田看護大学

学長 氏 名 印



日本赤十字広島看護大学

学長 氏 名 印

